

平成30年4月から公民館に指定管理者制度を導入します

平成29年10月
千葉市教育委員会
生涯学習振興課

1 公民館への指定管理者制度の導入について

(1) 公民館の管理運営が市直営から指定管理者へ

公民館の管理運営については、現在、市が直営で行っていますが、平成29年7月の市議会第2回定例会において千葉市公民館設置管理条例の一部改正議案が可決され、平成30年4月から、指定管理者制度を導入することとなりました。
また、同年9月の市議会第3回定例会において、指定管理者を公益財団法人千葉市教育振興財団とする議案が可決され、平成30年4月から同財団が管理運営を行うこととなりました（指定期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日）。

(2) 公益財団法人千葉市教育振興財団について

- ① 設立時期 平成7年4月1日
- ② 基本財産 2億1,500万円
- ③ 従業員数 86人（平成29年10月1日現在）
- ④ 主な業務内容
 - ア 市民の学習ニーズに対応した講座の開催等生涯学習の振興を図るための事業
 - イ 美術展覧会の開催等市民文化の発展に寄与する事業
 - ウ 埋蔵文化財の保護及び普及啓発等郷土意識の醸成を図るための事業
- ⑤ 主な施設管理の実績
 - ア 千葉市生涯学習センター（平成13年4月～現在）
 - イ 千葉市美術館（平成7年4月～現在）
 - ウ 千葉市民ギャラリー・いなげ（平成15年4月～現在）
 - エ 千葉市埋蔵文化財調査センター（平成14年4月～平成24年3月）

(3) 開館時間、利用方法などについて

指定管理者制度導入後も、開館時間、利用方法などの変更はありません。

開館時間	午前9時～午後9時 (図書室は午前9時45分～午後5時)
休館日	年末年始、その他管理運営上必要と認めた日 (図書室は上記のほか、毎月第3木曜日も休室)
利用方法	使用者登録のうえ諸室を予約
予約方法	インターネット予約又は窓口での予約（抽選予約、先着予約、直前予約）
使用料	市民は無料

※定期使用団体については各館の実情による。

(4) 公民館運営審議会、公民館運営懇談会、クラブ・サークル連協

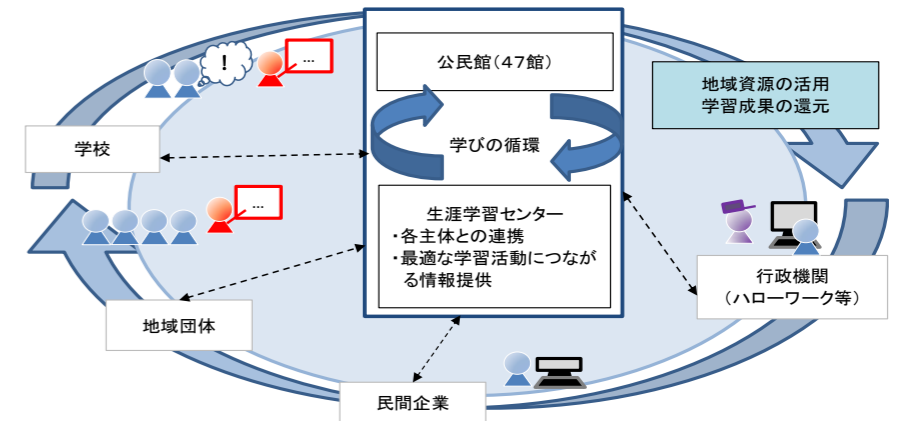
公民館運営審議会、公民館運営懇談会、クラブ・サークル連協は、指定管理者制度導入後も、引き続き実施します。

公民館運営審議会	事務局を中核公民館から生涯学習振興課に引き継ぎ、各区で継続して実施。
公民館運営懇談会	事務局を教育振興財団に引き継ぎ、各公民館で継続して実施。
クラブ・サークル連協	引き続き同様に実施

2 指定管理者制度導入のメリット

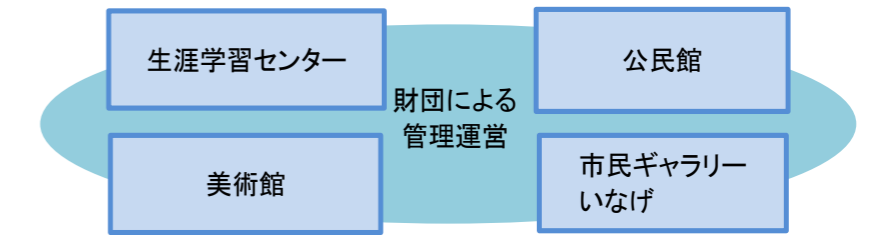
(1) 生涯学習センターとの連携の推進

公民館と生涯学習センターの運営管理者が同一となり、より連携を深めることで、教育振興財団の有する人材・ノウハウ等の共有が可能となります。
そのなかで、公民館と生涯学習センターのなかで相互に学習成果を還元できるようにするとともに、多様な主体と連携した事業の一部を公民館において実施するなど、公民館において多様な学習機会を提供します。



(2) 職員の継続性・専門性の向上

- ① 継続性の向上
全ての職員が継続して教育分野に携わることにより、経験やノウハウが蓄積されます。
- ② 専門性の向上
教育振興財団において、社会教育主事等の資格取得や研修受講が積極的に行われることにより、各公民館へ段階的に社会教育主事が配置されます。



(3) 柔軟な職員配置による管理運営費の再配分

① 指定管理者制度導入後の職員配置

		市直営(現状)	指定管理後
中核公民館	館長	1人(週5)	1人(週5)
	副館長	1人(週5)	1人(週5)
	主事	1人(週5)	2人(週5)
	社会教育指導員	1人(週3)	—
	非常勤職員	2人(週3・週4)	2人(週3・週4)
合計		6人	6人
地区公民館	館長	1人(週5)	1人(週5)
	主事	1人(週5)	1人(週5)
	非常勤職員	1人(週3)	1人(週4)
合計		3人	3人
図書室	主事	1人(週5)	1人(週5)
	非常勤職員	4人(週3.5)	4人(週3.5)
合計		5人	5人

※社会教育主事は、原則主事レベルの配置を想定

② 管理運営費の再配分

【管理運営費の再配分】

- 教育振興財団が比較的柔軟な雇用体系で職員配置を行うことにより、公民館の運営にかかる報償費・修繕費・消耗品費（図書購入費を含む。）・備品購入費を現状から2倍程度に増額します（予算編成を経て確定）。

【管理運営費の再配分による効果】

- 現代的課題、郷土の歴史等の市民意識、ボランティアの育成等に関するものなど、全体で300講座（1館あたり6～7講座）程度拡充します（平成28年度763講座）。
- 消防設備等法定点検に加え、畳や障子、トイレ修理等、最低限の修繕費は確保するとともに、学習の場として必要な施設環境を確保します。
※建替・改修については、従前どおり市が責任を持って行います。
- 公民館図書室の蔵書を増やします。